

京都市告示第343号

京都市市街地景観整備条例第46条第1項の規定による、地域景観づくり計画書であることの認定をいたしましたので、その旨を同条第3項の規定に基づき、告示し、計画書を縦覧に供します。

令和2年10月1日

京都市長 門川 大作

1 地域景観づくり協議会の名称

嵐山まちづくり協議会

2 地域景観づくり協議会の認定年月日及び番号

平成30年8月10日 第協011号

3 地域景観づくり協議地区の名称

嵐山まちづくり協議会区域

4 地域景観づくり協議地区の対象地区

京都市右京区嵯峨天龍寺立石町の一部、嵯峨天龍寺瀬戸川町の一部、嵯峨天龍寺芒ノ馬場町の一部、嵯峨天龍寺北造路町の一部、嵯峨天龍寺造路町の一部、嵯峨亀ノ尾町の一部及び嵯峨中ノ島町の一部

5 景観の保全及び創出の方針の概要

嵐山の魅力は、「大堰川が作る豊かな水辺」や「四季折々に美しい表情を見せる嵐山の自然」と渡月橋・天龍寺などの歴史的建造物との美しい調和。

これらをすべての基本とします。

(1) 自然と歴史的建造物が織りなす調和を守り生かしていく「まち」へ

(2) 住民が誇りを持てる「まち」へ、そして人々が何度も訪れたい魅力を持つ「まち」へ

(3) 芸術、工芸、食など、文化的にも向上させていく「まち」へ

6 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市都市計画局都市景観部景観政策課

7 縦覧期間

令和2年10月1日から（ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除く。）

8 縦覧時間

午前8時45分から午後5時30分まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）

（都市計画局都市景観部景観政策課）